

「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドラインの一部改定について

1 改定の趣旨

専門的な分析や学術誌への投稿・査読等により研究期間が長期化する一方、現行制度では利用期間に上限があり、実質的に同一内容の再申請が生じている。あわせて、申出時期の柔軟化や、パブリックユースデータの整備を踏まえた規定整理が必要。

2 主な改定内容

01 利用期間の見直し

2年間の貸与期限から
延長を含め通算5年間まで

02 申出受付の通年化

年3回の受付期間から
年間を通じた受付へ

03 規定の整理

匿名データ編の教育目的
に関する規定を削除

改定の方向性 研究者の利便性を高めつつ、審査と適正管理を通じて、データの安全性と調査結果の適切な取扱いを引き続き確保

1. 利用期間の見直し

利用期間の枠組み

改定前

当初申請：最長2年間

改定後

当初申請：最長3年間

1年ごとに延長

1年ごとに延長

→通算最大5年間

延長申出の手続

- 利用期間満了前までに、利用期間延長申出書を提出
- 延長理由、研究の進捗、変更点、公表見込み等を記載

延長の審査

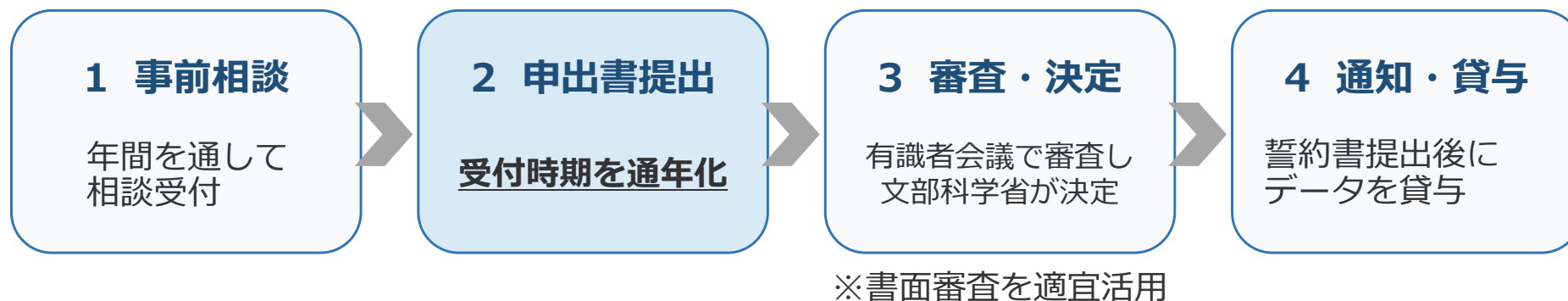
- 延長理由が合理的であること
- 延長後も適正な利用が確保されること
- 延長により研究成果の達成が見込まれること
- 貸与の原則・審査基準を引き続き満たすこと

有識者会議の審査を省略できる場合

研究目的・方法、利用者、利用環境等の変更がなく、査読対応等のやむを得ない事由による延長である場合

2. 申出受付の通年化

1 申出から貸与までの流れ



3. 規定の整理

1 匿名データ編における教育目的規定の整理

